

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置等のお知らせ

令和8年3月2日

今般、国土交通省においては、令和8年3月から新しい公共工事設計労務単価等^{注1}（以下「新単価」という。）が適用されることとなり、宮崎県においても、新単価の早期活用による技能労働者の処遇改善および適正な賃金確保を図るため、国と同様に令和8年3月から「新単価」^{注1}を適用するとの通知がなされたところ
です。

都城市においても、当該通知の趣旨を踏まえ、国・県と同様に令和8年3月から「新単価」^{注1}を適用します。これに伴い、下記1及び2に示す工事等^{注2}の受注者は都城市工事請負契約約款第6条^{注3}の規定に基づき、また、下記3に示す工事の受注者は都城市工事請負契約約款第25条第6項^{注5}（以下「インフレスライド条項」という。）に基づき、請負代金額の変更を請求することができます。

記

1. 令和8年3月1日以降に契約を行う工事等^{注2}

令和8年3月1日以降に契約を行う工事等^{注2}のうち、予定価格の積算に当たって、令和7年3月から適用している公共工事設計労務単価等（以下「旧労務単価」という。）を適用したもの

①受注者からの変更協議の請求は、別紙2（請求協議書）により行うこととします。受注者に請求意思がない場合は、工事打合簿等でその旨を提出してください。

②次の方式により算出された請負代金額^{注4}に契約を変更するものとします。

$$\text{変更後の請負代金額}_{注4} = P_{新} \times k$$

$P_{新}$ ：新単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

2. 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事で同年3月1日において工期の始期が到来していないもの

都城市工事請負契約約款第25条第6項の規定を準用する。ただし、増額スライドのみ、とする。

①受注者からの請求は、宮崎県 HP（トップ > しごと・産業 > 公共事業・建築・土木 > 技術基準 > 宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規程の運用について）に掲載している様式集により行うこととします。

②次の要件を満たす工事に適用します。

・基準日における残工期が2か月以上ある工事

- ・次式を満足するもの

$$\text{スライド額 (S}_{\text{増}}) = (P_2 - P_1) - P_1 \times 1 / 100$$

S_増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

3. 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事で同年3月1日において工期の始期が到来しているもの 都城市工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づくものとする。

①受注者からの請求は、宮崎県HP（トップ > しごと・産業 > 公共事業・建築・土木 > 技術基準 > 宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規程の運用について）に掲載している様式集により行うこととする。

②次の要件を満たす工事に適用します。

- ・基準日における残工期が2か月以上ある工事

- ・次式を満足するもの

$$\text{スライド額 (S}_{\text{増}}) = (P_2 - P_1) - P_1 \times 1 / 100$$

$$\text{スライド額 (S}_{\text{減}}) = (P_2 - P_1) + P_1 \times 1 / 100$$

S_増：増額スライド額 S_減：減額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

4. 問い合わせ先

都城市 土木部 技術検査室 TEL：0986-23-2183

注1：令和8年3月から適用する新単価は、宮崎県公共事業情報サービスで確認できます。

注2：業務委託契約に基づくものは、「業務委託」と読み替える。

注3：土木設計業務等委託契約書に基づくものにあつては「都城市土木設計業務等委託契約約款62条」、道路維持管理業務委託契約書等に基づくものにあつては「都城市役務提供契約約款第35条」と、それぞれ読み替える。

注4：業務委託契約に基づくものは、「業務委託料」と読み替える。

(別紙2)

<請求協議書様式>

令和 年 月 日

(発注者)

殿

(受注者)

商号又は名称
代表者 氏
名 住所

〇〇〇〇工事（注2）に係る請負代金額（注3）の変更請求について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した標記について、令和8年3月から適用する「公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置により、都城市工事請負契約約款第66条（注4）に基づく請負代金額（注3）の変更の協議を請求します。

注1：提出時はこの太枠内及び本文中の（ ）書きは消去して提出してください。

注2：契約している工事又は業務委託の名称を記載する。

注3：業務委託契約に基づくものは、「業務委託料」に書き換える。

注4：土木設計業務等委託契約書に基づくものにあつては「都城市土木設計業務等委託契約約款62条」、道路維持管理業務委託等契約書に基づくものにあつては「都城市役務提供契約約款第35条」と、それぞれ書き換える。